

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成29年3月17日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 松 田 道 別（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 沖 敦 子（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 村 上 大（岡山地方検察庁検事）

同 大 野 真里子（同 ）

弁護士 船 越 啓 孝（岡山弁護士会所属）

同 竹 下 千 尋（同 ）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 補充裁判員経験者

4 議事概要

司会

本日は岡山地方裁判所において、裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から、6人の方にお越しいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。この意見交換会は、経験者の方からそれぞれ参加された事件を通じて、裁判員制度についての御意見や御感想をお伺いして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をより良いものとするために行われるものです。本日は忌たんのない御意見をお話しただいて、我々裁判所、そして検察庁、弁護士会にとりましても有意義な会になればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最初に本日の意見交換会に参加しております裁判官、検察官、弁護士から自己紹介をお願いします。

沖判事

私は、平成28年4月に岡山地裁に来まして、初めて裁判員裁判を経験したということで、経験数自体は少ないですが、裁判員の皆様の御経験を踏まえた御意見をいただいて議論をさせていただいたことで非常に充実した審理、裁判ができたと感じております。

本日は、更に率直な御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大野検事

今回対象となっている事件のうち、私が担当した事件は1件のみですが、対象の4件はいずれも検察官としては立証に困難を極めて、それぞれ工夫をした事件ですので、皆様の忌たんのない御意見や率直な御感想をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

竹下弁護士

私も実際に初めて裁判員裁判を担当させていただき、なかなか不手際が多く、皆様に御迷惑をお掛けしたかと思えます。率直な感想をお聞かせ願えればと思っておりますので、今日はよろしく願いいたします。

船越弁護士

今日、対象となっている事件が、私にとって初めての、そして現時点で唯一の裁判員裁判になります。したがって、私の方でも多々反省点がありますが、何よりも気になっているのは、私が伝えたかったことが裁判員の方々に伝わったのかという点です。こればかりは裁判員の方々にお聞きしなければ分からないことなので、今日はこういう貴重な機会に参加させていただいたことを大変うれしく思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

村上検事

本日は、裁判員経験者の皆様に忌たんのない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会

まず、経験者の方々に、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象などをお伺いしたいと思います。裁判が行われてからある程度時間が経っておりますし、本日意見交換会を傍聴している方々にも事案を把握していただく趣旨もありますので、最初に私の方から各事件の内容を簡単に御紹介させていただき、その上で、それぞれの事件に参加された経験者の方々から感想等をお話しただいて、あわせて裁判員裁判を経験する前と後で何か変わったことがあるかについてもお話しただければと思います。

経験者1番の方が参加された裁判員裁判の事案の概要は、被告人がスナックにおいて、殺意をもって被害者2人に対し、持っていたけん銃から弾丸3発を発射して、被害者らの腹部や太ももにいずれも命中させたが、重傷を負わせたにとどまったという殺人未遂と、その際にけん銃を適合実包と共に携帯していた銃砲刀剣類所持等取締法違反という事案です。審理自体は、選任から判決まで7日間掛かったと聞いております。これは否認事件で、主たる争点としては、被告人が自らの意思に基づいてけん銃を発射したのかどうか、そして、それを踏まえて殺意があったのかどうかというところであったようです。検察官の求刑は懲役18年で、弁護人の意見としては殺人未遂については無罪を主張され、けん銃の加重所持につき執行猶予という御意見で、判決は殺人未遂の成立を認めて懲役15年という結果になったと聞いております。

それでは、経験者1番の方、裁判員裁判に参加された全般的な感想、あるいは経験することによって経験される前と何か変わったことがあるかについてお話いただければと思います。

1番

私は裁判員になる前は、裁判員制度というものの自体を、テレビなどの報道だけで聞いていたのですが、実際に裁判員になって、裁判員制度について流れなどを自分なりに調べたりして裁判に参加してみて、多分人生において経験することができないだろうという良い経験だと感じました。自分の身の周りにはないような事件だったので、内容を聞いてびっくりするようなことが多かったですし、怖いと思うこともあったのですが、良い経験になったと思います。

司会

経験する前と経験した後で、例えばニュースで事件報道を見たりするような場面等で、何か変わったと思われることがありますか。

1番

経験してからニュース等を見たのですが、自分がその立場になって考えてみたら、大きなことになってしまうのだなと思いました。

司会

次は、経験者2番から4番までの方が担当した事件になります。現住建造物等放火未遂という事件名で、事案の概要は、被告人がイライラを解消しようとして自らも入所していた福祉施設の作業棟に放火しようと考え、その作業棟の女子更衣室内に置かれていた衣類にライターで点火して火を放ったが、施設の職員に消し止められたため未遂に終わったという事案です。この事件は、選任から判決まで4日間で終了したと聞いております。公訴事実には争いはなく、被告人が犯行当時、先天性疾患に罹患していて心神耗弱の状態にあったことについても争いはなかったと聞いています。その上で、検察官の求刑が懲役3年、弁護人の科刑意見が懲役1年3月、執行猶予3年で、判決は懲役2年、執行猶予3年で終わったと聞いております。

そうしましたら、同様に全般的な感想、あるいは経験する前と後で変わった点等についてお話いただければと思います。経験者2番の方からお願いいたします。

2番

今まで聞いたことがない先天性疾患を耳にして、そういう症状の方がいるのだというのを初めて知りました。症状についても初めて知ることが多く、それによって引き起こされることなどもいろいろ知ることができて良かったと思います。

今まで、自分が普段生活していると分からないこともたくさんありますが、世界が広がったと思います。普段はあまりニュースを見ないのですが、裁判員裁判をしてみて、ニュースを気に掛けるようになりました。

3番

周りの方と事案に恵まれたというのがすごくありました。事件現場の建物の状態や被告人の状態は何となく想像ができたので、全く無知な状態で参加したのですが、分かりやすかったです。裁判官がすごく陽気な感じで進められていて最初少し戸惑ったのですが、緊張させずに意見を出し合えるような状況を作ってくくださったなというのをすごく感じて、どんどん皆さんが意見を言い合えたので非常に良かったと思います。法廷では難しいことは全然分からないのですが、弁護士さんが昨日言ったことを、夜にまた頑張っってすごく考えて、次の日また言われているのだろうとか、いろんな方が動かれてというのが何となく見えたので、すごく勉強になったし感動しました。

司会

裁判員裁判を経験された後で何か変わったと思われることはありますか。

3番

この度いただいた謝礼で六法全書を買って、とりあえず飾ってありますが、感じたこととか勉強になったこととか、やはり気持ちの面で優しくいえないといけないということを学んだので、何かあるたびに表紙を見て裁判員裁判を思い出すように、経験を心にとどめています。

4番

私は、初めて裁判員に選ばれて、どういうことをするのかニュースで少し耳にしたぐらいで、実際に私が携わることになったときはまさかと思ったのですが、こういう経験は多分一生ないかもしれないと思い、参加させていただきました。事件の内容などについて、同じ携わった方々と大人になってこんなにたくさん意見を言い合えることがあったかなというくらい、一つ一つ細かいところまで話を突き詰めてできたということは、大人になって、これも経験することはなかったと思うので、参加させてもらって本当に良い体験をさせてもらったと思います。

司会

続きまして、経験者5番の方が参加された事件について、御紹介いたします。これは、強制わいせつ致傷事件で、事案の概要は、被告人が、車中で助手席に座っていた被害者に、これは知人の奥さんですが、いきなり覆い被さり、手をつかんで押さえつけるなどしてわいせつな行為をした上で、被害者の顔面を殴るなどしてけがを負わせたという事件です。この事件は、選任から判決まで7日間を要しており、争いのある事件でした。わいせつ行為を被害者が同意していなかったことについては争いがなかったのですが、被告人が被害者の同意があったものと誤信していたのかどうかということが争いになった事案でした。検察官の求刑は懲役4年で、弁護人は無罪を主張されていたところ、結果としては強制わいせつ致傷の成立を認めて、懲役3年6月の判決となっています。

それでは、経験者5番の方、同様に感想、あるいは経験する前と後で何か変わった点等がございましたらお話いただければと思います。

5番

全体的な感想ですが、この経験をさせていただいて、一言で言うと有り難いなということになります。今までの自分の人生の中でも考えられなかったことや気付かなかったことにたくさん気付かせていただけたし、今後の人生にもこういったことを生かせるなということをとくさん学べたという点では、非常に良い経験をさせていただいたというのが第一です。全体としては、非常に緊張感をもって臨めたということ、そして客観的な立場にいつも立ち返って物事を考える、7日間という結構長い期間だったのですが、その間客観的に物事を見ていくということをしていただけたし、そうやって見ていくことでいろいろなことを考えさせられるという点で、本当に有り難かったと思います。

大変人権に配慮し、そしてまた丁寧に審理されているという点でも、実際体験してみて非常によく分かりました。内容については、自分ではかなり判断に悩む場面もあったので、そういう点では決して7日間が平易に過ぎていったわけではなく、法廷の中でも、評議の中でも自分自身に問い掛け、考え、悩みながら進めていくという意味では、大変緊張しました。一生懸命考える機会を与えられたという意味では、本当に有り難いものだったと思っています。

経験前後のことですが、私は裁判員裁判に興味があり、参加できる機会があればいいと発足当時から思っていたので、当たったことは本当に有り難いと思っています。周囲に裁判員裁判に参加するという話をしてみると、実は自分にもあったという声を初めて聞いたのですが、どちらかというとな消極的な意見の方が多くことにむしろ驚いて、そういう点ではもっと周知されなければいけないのかな、課題はあるなと思っています。

その後、テレビでも大きく報道された、裁判員裁判の途中で証拠を見て裁判員の方が救急搬送されたということがありましたが、確かにあるのだろうなど。私が経験したのは、ディスプレイにも証拠が鮮明に映りますが、それほど衝撃的なものではなかったもので、ある意味有り難かったと思いますが、そのあたりについては初めてそこへ参加して、心の準備、あるいは経験のないものを目の当たりにしたときに、どの程度のPTSDが生じるのかという点については、様々なものがあり、また、個人差も非常に大きいと思います。私自身も全てのものに耐えられる自信はありませんので、そのあたりの警鐘かなと考えさせられました。

司会

続きまして、経験者6番の方が参加された事件は、覚せい剤取締法違反と関税法違反の事件です。事案の概要は、外国籍船舶乗務員の外国人である被告人が、氏名不詳者と共謀の上、営利目的で覚せい剤約6キログラムを隠し入れたリュックサックを持った状態で港に上陸して覚せい剤を輸入し、さらに、関税法で輸入してはならない貨物とされている覚せい剤を、申告せずに税関の検査場を通過しようとしたところ、税関の職員に発見されたという事案でした。この事件は、選任から判決まで5日間で、公訴事実には争いはなく、被告人をどのような刑にするかという量刑が争点となった事案です。検察

官の求刑が懲役13年と罰金600万円であったところ、弁護人が懲役7年、可能な限り低額な罰金を求められていた結果、判決では懲役10年、罰金400万円となりました。

それでは、この事件に参加された経験者6番の方、感想等をお願いいたします。

6番

本日はよろしくをお願いいたします。この裁判員裁判を経験して、全体的な意見としては、この経験をして良かったと思います。普段、こういったことに関わることはできませんし、当時来られていた方も男性、女性、幅広い年齢の方がいましたし、そういう方々といろいろな意見を言ったりすることができて、そして、最後に皆さんと一つの答えを出すことができたことが良かったと思っています。

裁判員裁判というのは言葉では聞いていたのですが、実際にどういうものなのかというのは具体的には分からなくて、家に封筒が届いたときにも選ばれるわけではないと思って選任の日を迎えたのですが、まさか当日自分が選ばれるとは思ってもいなくて。選ばれたのは金曜日なのですが、土日を挟んで月曜日にはすぐに審理に入ったという状況で、土日の間にちょっと勉強しようとも思ったのですが、どういうことを調べて行ったらいいのかも分からず、分からないまま審理を迎えたというような状況でした。そのような中でも、裁判官が、裁判員と補充裁判員全員が分かるまで説明をしてくださったので、分かりやすい、やりやすい審理、話し合いができたと思います。

司会

皆様から裁判員あるいは補充裁判員を務められた感想等をお伺いしましたので、次に審理の分かりやすさについて話を進めていきたいと思っています。

最初に、経験者1番の方が参加された事件からお話をお伺いしていきたいと思いません。また、この事件を担当された検察官も本日お越しいただいています。御質問があればお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この事件は、けん銃の発射が被告人の意思に基づくものかどうかというところが争われたようで、その前提として、被告人や被害者を含めた現場にいた方たちのそれぞれの位置関係や動きなどが問題になると思われるところ、現場には被告人や被害者2人の他にも複数の人物がいて、被害者を含めて合計4人の証人尋問が行われたようです。現場の状況について、おそらく皆が一致して証言することは考えづらく、いろいろな証言が出てきたのではないかと思います。そのような証言からどのような事実があったのかを判断するに当たって、分かりやすさの面、困難だった面、いろいろ御感想等があると思いますので、よろしくをお願いいたします。

1番

審理については全体的に分かりやすかったのですが、私自身、理解ができなかった点はありませんでした。

司会

けん銃発射の意思の有無について、けん銃から弾丸が発射される構造が問題だったようで、警察官の証人尋問やけん銃についての検証も法廷で行われたようですが、分かりやすさ等の点で何か感じられたことはありますか。

1 番

けん銃については、実際にけん銃の模型を使用して説明されていたので、構造から使い方まで全体的にすごく分かりやすかったです。

司会

この事件を担当された大野検察官の方で何かございますか。

大野検事

この裁判をするに当たっては、検察官の請求証拠として実際に事件で使われたけん銃を提出しました。普段、けん銃を目にする機会はなかなかないと思います。弾丸は入っていませんが実際のけん銃を間近で見ることや触ってみることに對する心理的な抵抗感のようなものはあったのでしょうか。

1 番

心理的な抵抗感というのは確かにありました。

大野検事

実際のけん銃が手元にあるのとないのとでは、何か判断に違いがあったかどうかについて御意見があればお願いします。

1 番

けん銃は実際にあった方が分かりやすいと思います。

司会

続きまして経験者2番から4番までの方が担当された事件については、専ら量刑が問題となった事案です。先天性疾患についての理解が困難と思われることから、精神科医の証人尋問が行われたようですので、証人尋問の内容やそれを踏まえた検察官あるいは弁護人の説明等における分かりやすさについて、経験者2番の方から順番にお伺いしたいと思います。

2 番

弁護人と検察官の説明は分かりやすかったのですが、医師の説明がものすごく早口で、聞き慣れない症状であったこともあり、理解するのに少し苦労しました。

質問とは違いますが、審理の分かりやすさについて、一般人の私でも分かるように、とても丁寧にメモを作っていただいて有り難いのですが、分かりやす過ぎて判断材料が少ないように思ったので、もう少し多くてもよいと思いました。ただ、判断材料が多過ぎても困ると思いますが。

また、評議室での感想ですが、トイレ休憩をもう少し設けていただくと、特に判決が近くなった時にトイレ休憩が少なかったので、もう少し多くしていただくか、裁判員に意見を聞いていただくと良かったと思います。

司会

休憩等については、よく考えるようにしたいと思います。また、判断材料の多い少ないはなかなか難しい問題で、多過ぎて混乱するということがありましたので、そのあたりは検察官、弁護人を含めて考えなければならないところだと思います。

3番

審理については、朝行って、あなたはこの事案ですと言って渡された文書を読んで、いきなり法廷だったので、理解する間もなく、とりあえず法廷で話を聞きながら、なんとなく後追いで分かっていく感じでした。後から後から質問事項が出てきて、でも裁判長がそういうときはメモを回してくれればよいと言ってくださったので、分からないときはその都度メモを回して聞いてもらいました。それに説明書が付いてきたので、すごく分かりやすくてできたのですが、やはり普通に生活する中でこういう判決をするものに対する心の準備期間が全くなくて、この人は一体何なんだという状態から入ったので、少し理解に苦しんだところは正直ありました。

判決ですが、刑の重さなどは専門的な知識のある方が最終的には決められた方が良かったのかなとも、今冷静になったら思います。

4番

私も選任されてすぐ促されるままに法廷に入り、初めての場所ですし、緊張と不安でなかなか最初の頃のことは覚えていないのですが、資料をいただいてその場で目を通すので、読みながら、聞きながら、質問もしたいけれどこの場でどうしたらいいかというときには、メモを回してくださいと言われていました。でも、メモはするのですが、それをいつ回していつ話せばいいのか流れがよく分かっていない状態で経験させてもらったので、資料とかいろいろ説明があるうちに、自分自身で少しずつ理解していくことができました。与えられるものに対して、自分自身もそれに対して追いついて行こうということで、短い時間ではありましたが、正確な判断をする上で集中してやりました。今はこのことに関してみんなで話し合っているんだという意見をその時に言えるということは、とても良い時間で、審理的にも資料がたくさんあって、自分で理解することもできたと思います。分からなかったことや不安を抱えたこと全てについて、評議室で裁判官がかみ砕いて説明をしてくださったので、とても良い経験だったと思います。

司会

この事件については、船越弁護士が担当されましたので、何か経験者の方にお伺いしたいことがありましたらお願いします。

船越弁護士

今回私が担当した裁判では、病気の点が少し分かりにくいということもあったのですが、私が立証しようとした中で、社会福祉士の方に作っていただいた更生支援計画というものの話を聞いていただいたと思います。私が少し迷ったのは、なぜここに社会福祉士がどういう役割で出てくるのか、支援計画って何なんだ、というところがずっとふ

に落ちるようなつながり方だったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

3番

福祉の流れが分かっている者には、福祉の方が出て来られて、その後の計画を紙にして出されたのは何となくは分かりました。

司会

経験者5番の方が参加された事件は、先ほども御説明しましたが、被告人が被害者の同意があったものと誤信したか否かが争われて、その前提として暴行やわいせつ行為の態様あるいは被害者の傷が被告人の行為によって生じたものかどうか争点でした。被害者の供述の信用性を判断することが必要な事件であり、被害者の証人尋問や当然被告人質問も行われました。被告人が被害者の夫と知り合いで、前日から被害者宅に滞在していたこともあって、被害者と被告人から犯行に至るまでに起こった小さなことを含めた様々な出来事についての供述も法廷では出てきたということもありますし、犯行時の状況についても被害者と被告人の供述が一部一致しているようなところもあり、信用性の判断が難しいという事案でもあったと思いますが、審理の内容の分かりやすさ等について、何かお話いただけることがありましたらお願いします。

5番

検察官、弁護人の説明は丁寧で分かりやすく、きちんと資料も揃えられて、内容も非常に分かりやすかったと思います。争点自体は、一致するところと不一致なところがあり、それをどう判断するのか、一つ一つはかなり考えさせられたなど、少しずつ記憶が戻ってきています。また、裁判というのはもっと長いものかなと思って最初は心配していたのですが、約1時間ごとに休憩があって、その時間が頭を整理するのに大変役に立ったと思います。1時間を超えて2時間とか続くと、もうどういうふうに判断していいか分からないですが、約1時間ごとに休憩があって、それまでの流れを自分で整理できて、審理はスムーズにいったと思っています。

それから、自由に思っていることを証人に聞いてくださいということを、裁判長を始め皆さんから言ってもらったので、私もほぼ全員の証人に直接質問することができました。非常に質問しやすい雰囲気でしたし、質問を直接して、その証人からの供述を目を見て聞いていくことも非常に参考になりました。

司会

この事件は、村上検察官が担当されていましたが、何か経験者の方に質問されたいことがありますか。

村上検事

先ほど、全体の印象というところで御意見をいただいた際に、いわゆる傷口の写真などについての心理的負担について述べられたところがありましたので、その点について御質問させていただきたいと思います。今回の事件については、いわゆるかみ傷であったり、いわゆるあざの写真が法廷で証拠として取り調べられたかと思いますが、今回

のけがの写真についての心理的負担の程度というのは裁判員の皆さんはどうだったのか御意見をいただければと思います。

5番

今回の証拠写真については、何ら問題がなかったと、私も他の裁判員も受け取っていたと思っています。

司会

では、続きまして経験者6番の方が参加された事件についてですが、この事件は、通訳を付けて行った事件になります。特に、被告人質問は通訳人を介して質問し、答えを聞くということでしたが、通訳事件ということで、分かりやすさの面から何かお感じになった点や御感想などありましたらお話しいただければと思います。

6番

今回、被告人の方が外国人ということで通訳の方が入ったのですが、質問などをしたときに、もちろん質問は日本人が日本語で行うので、その時点では私も分かっているのですが、通訳の方が被告人の返答があってから日本語訳をしたときに、質問の意図とは違うような答えが返ってくる場面があり、その中でストップしてもう1回聞いてくれたりしていた場面もあるのですが、少しヒートアップしたらそのまま流れていく場面もありましたので、そういうところで分からないことが結構ありました。そのようなときは、止めたりして分かるようにしていただけると良かったと思いました。

司会

この事件につきましては、竹下弁護士が関与されていますが、何か経験者の方にお伺いしたいことがありますか。

竹下弁護士

特に質問ではないのですが、私たち弁護人も本人が何を言おうとしているのか、何を伝えようとしているのかということに非常に気を配って、質問の意図とずれたときには、なるべくこちらの方でも止めるようにしたりだとか、被告人は英語が母国語の方ですが、少し癖のある英語を使われる方なので、通訳人も結構苦労しておられて、私の方でももっと気付いて裁判員の方を見て分かっておられないなとか、少し苦労しておられるというところがあれば、止めていくべきだったと今思いました。非常に反省点ではあります。

司会

検察官、弁護人からの個別の事件にかかる質問についてお話を聞かせていただきましたが、全体を通じて立証活動の分かりやすさについて、例えば証人尋問や被告人質問、あるいは書面などについて経験者の方々に御質問がありましたら、承りたいと思います。

大野検事

それぞれの事件を通じて、検察官としては冒頭陳述から始まって、証拠調べ、事件に

よっては証人尋問、最後に論告求刑という訴訟活動をしていくのですが、検察官にもっとこうしてほしいところがあれば御意見をお聞かせください。

司会

では、経験者の方で検察官に御要望といいますか、こういうふうにもっと工夫してもらえば良かったという点がありましたら、お話しください。

2番

具体的なことは言えませんが、もっと突っ込んだ質問をしていただきたいかったです。

大野検事

今の点ですけれども、誰に対しての質問ということになりますか。

2番

弁護人の方にもそうですし、被告人と証人の方などに質問してほしいです。

司会

他の経験者の方で、何か審理の上でこのような工夫があったら良かったのではないかとことを思い付く方がいらっしゃいましたらお願いをしたいのですが。

3番

検察官の方が一生懸命伝えようとしてくださっているのがすごく分かって、こちらでも分からないなりに一生懸命分かってまいりました。気持ちはすごく伝わってきて、その誠意が伝わったという感じでした。

村上検事

御意見の中で、判断材料が少なかったという点があったかと思います。今回個々の裁判で判断をするに当たって、判断材料が少ないとお感じになった場面があれば、それはどういう場面であったかということをお聞かせいただければと思います。

2番

具体的に言ってよいかわからないので言えませんが、全体的な感想として、証拠など、こちらが判断できるようなものが少なかったように思います。

船越弁護士

裁判ではいろいろな証拠が出てきますが、紙の証拠と同じことを人がしゃべっている状況で、どちらが自分の理解の助けになったのかということをお聞かせください。

3番

紙と人があるのが一番いいと思います。まず、何となく目を通して自分の中で理解した上で、人がしゃべってくださったら、どういう感情で言っているのかそういうところも分かると思うのですが、紙だけでは読む人によっても違って来ると思うし、人だけでも本当に言いたいことが言えているのかどうか分からないので、私は両方あった方がよいと思います。

司会

証人尋問等を行った事件に参加された5番の方はいかがでしょうか。

5 番

紙の証拠が何だったのか、なかなか思い付かないですし、事件が全部違うので当てはまるかどうか分からないので推測になるかもしれませんが、紙の証拠も本人が言っている直接の証言も、状況によっては同じだけ重要なもので、どちらがというふうに言えるものでは決してないように感じています。

竹下弁護士

感想を聞いていてすごく驚いたのは、皆さん分かりやすかったとおっしゃっていただいて、私はやっている中でどれだけ理解してもらえるかということ pensando、できる限りかみ砕いて、できるだけ分かりやすいようにという感情で物を作り過ぎてしまったのではないかとこのころがありました。やはり裁判ですので、皆さんの負担を考えるし、時間としてはなるべく短い時間で実現した方がいいと思います。その前提で、この部分はくどかったとか、この時間は長かったとか、これはもう少し短くてもいいのではないかと、そういった意見があればお聞かせ願いたいと思います。

5 番

私に関係したことしか分からないので全体的なことではないと思いますが、弁護人は当然被告人の弁護をするという立場で来られていますから、一生懸命それに向けて資料を揃えて、できるだけ裁判員にそこを分かってもらおうということで、たくさんの資料を用意されて、準備も大変だと思います。そういった点では丁寧で一つ一つは分かりやすかったと思いますが、争点という点においては、どちらかというとな数多く、弁護をするための材料が出てきて、逆に自信がないのかなと思ってしまいました。争点が明確になっていけば、検察側から提出されているものに対しても、裁判員としても考えていくところははっきりするのですが、どちらかというとな弁護の材料になるのではないかとと思われるものが多過ぎると感じたところもありました。それぞれの裁判によって証拠の数とか、状況も全部違うので、一概には言えないとは思いますが、詳し過ぎることが必ずしも丁寧になるというわけではないと感じる場面がありました。

司会

続きまして、裁判員裁判に参加することへの御負担について少しお話をお伺いしたいと思います。今回の事件は、最大でも選任から判決まで7日間なので、長期間という事件はなかったのですが、それでも7日間掛かっています。それを踏まえて、皆様お仕事や育児などいろいろな御事情があると思いますが、この裁判員裁判に参加することの負担について何か思われること、あるいは例えば期日の間隔ですね、選任の翌日から始まっている事件もありますし、選任からしばらく空いている事件もあったと思いますが、御感想や御意見等がありましたら、今後の参考にしたいと思いますので、順番にお聞きしたいと思います。

1 番

参加することについての仕事の負担はありませんでしたが、事件に関することを考

えていくと、精神的な苦痛というものは少しあったと思います。

2番

精神面の負担ですが、顔出しをすることが不安でした。参加することによって脅されないかとか、何かないかとかは不安でした。今は、フェイスブックなどで顔を見ただけで特定されることもあるので、そういう点は今でも不安ではあります。

3番

私は、子供をどこに預けるかだけが問題でした。預けられた方には負担が掛かっていると思いますが、私はこちらに来させていただいて貴重な経験をさせてもらったので、負担よりも得たものの方が多かったのが良かったです。

4番

私は、職場でシフトを組んで仕事をしているので、決まった時点で前もって他の方にお願いして迷惑を掛けてしまったので、その分は他の方が都合が悪くなったときにできるだけ補うようにしました。職場の方も理解があり、休むことに関しては了解をいただけました。ただ、自分自身、それでいいのかなという不安はありましたが、職場の周りの職員の方に助けていただけてできたと思っています。

精神面では、他では話せないということはありませんでしたが、裁判員同士で同じ部屋の中で話したり意見を言い合うことができ、大分精神的に楽になりました。

5番

審理や評議についてのストレスというものは一切なかったように思います。ただ、当たり前のことなのですが、9時から5時まで7日間、お互いが職業であったり、氏名であったり一切分からないままで、みんな一生懸命話をしている。これは個人を守るために当然だということはみんな理解はしているのですが、考えてみると今までの人生の中では、7日間、9時から5時まで腹を割って話をしているのだけど、相手の職業も年齢も名前もその人の経験してきているものも一切分からない人と一緒に話をするのはなかったことです。どこかで自分がそれを乗り越えていかないと、一つ遠慮をしてしまうと、やはり引いてしまうところもあるという中で、そういったことを乗り越えるのに、個人差もあると思いますが、多分ここにおられる方も、平素一切お互いが分からないまま会議をすることは無いと思います。その分、裁判長や裁判官は、自分の生い立ちなどの話を休憩時間にしてくださって、雰囲気や和ませていただいて、そこへ気を遣っていただいたのがすごくよく分かって、和やかな雰囲気で話はできているのですけれども、お互いのプライバシーを守っていくために大切なことだとは思いますが、それを越えていくのに、最初にいろんな工夫は必要なのかなと思います。

司会

この事件は月曜日選任で金曜日までずっと続いた事件でしたが、このあたりは仕事等の関係では続けた方がよいのか、3日行って少し間があつて翌週行うという方が良かったのか、そのあたりのお考えがあればお聞かせ願えればと思います。

5番

私は仕事上では融通が利いたので、何ら問題はなかったのですが、多くの若い人達に経験してほしいと思っていますので、そのためには職場が裁判員裁判に参加することに優遇の措置をもっと積極的にとれるような、経済的な面も踏まえて国が制度を整えていく必要があると思います。できれば集中的に審理できるよう間が空かない方がよいと感じました。

6番

私が担当した事件は、審理が飛び飛びの間隔で行われたのですが、個人で担当している仕事もありまして、仕事が止まっても二、三日ということだったので、比較的仕事には負担にならなかったと感じています。職場の方も行って来いと言っていたので、そのあたりは融通を利かせてくれましたので、良かったと思います。一方で、選任から判決までちょっと期間がありまして、その間審理がないときは仕事に行ったのですが、仕事上にもこのとき被告人はどう思ったのかとか、そういうようなことが頭をよぎることもあり、そのあたりは仕事に影響が出たとは思いますが、全体的にはこの間隔でやっていただいて良かったと思います。

沖判事

期日の間隔について、仕事のことなどを考えると少し間が空いていた方がよいという御意見もありましたが、他の皆さんは期日の間隔をどういうふうに設定しているのが望ましいのか、御意見がある方がいらっしゃれば、お聞かせいただければと思います。

3番

私のときは、途中で土日を挟んだと思いますが、途中で冷静になる時間があり、続けてやったら感情的になったまま終わっていたのかなというのが多少あって、休憩があったことで何となく全体を復習できる時間があったので、私は良かったと思います。

2番

私は反対で、休憩や間があるとどうしても忘れてしまいそうなので、集中してあってもよいのかなと思います。

司会

それでは、これから裁判員となられる方へのメッセージをそれぞれお話しいただければと思います。

1番

裁判員に選ばれて、不安な気持ちになったりするかもしれませんが、実際に経験してみても、良い経験になりましたし、良い勉強にもなったので、是非積極的に自分の意見を言ったり、参加していただいたらよいと思います。

2番

裁判員になる前にいろいろ説明があるので、不安がある方はそこですべて不安をぶつけてみたらよいと思います。実際に裁判員になってみて、やはり良い経験になったと

思いますので、やってみてもよいと思います。

3 番

当たった方にはとりあえず行ってみたら、と言おうと思っています。事件の内容にもよると思いますし、無責任な発言はできませんが、裁判長や裁判官が良い方だというのが分かって、いろいろ助けていただいて、自分の心と身体が壊れないのが一番だと思うので、それを一番大事にしてとりあえず行ってみたらと勧めてみようと思っています。

4 番

私は、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。選ばれる前の選任手続で、いろいろな事情でノーと言わなければならない方もいらっしゃると思いますが、時間が取れる方はとりあえず選任手続に足を向けて、それから判断されても遅くはないと思います。良い体験をさせていただいたので、私は大変良かったと思っています。

5 番

私も最初選任のことで驚いたのですが、初めてここへ来て、40人を超える人の中から抽選で補充裁判員を入れて8人選ばれるということで、私は希望したかった方ですから、もし私がここで抽選に漏れて帰ったらどんな思いになるだろうというのが朝一番の不安でした。いろいろな事情があってそれだけの人数が集まった中での8人で、これはやむを得ないことなのだろうと思うのですが、今後行かれる方が、8人のために40人が朝集まってということをどういうふうに受け止めるのかと、今でも少し疑問に思っています。

それから、裁判員裁判へこれから参加される方には、特に若い方には是非行っていただきたいと強く思いました。人生の経験が短い中でも、自分の倫理観や世界観といったものを、その中で自由に審議できるというか、経験する、それは本当に大きなことだと思います。負担が多いとは思いますが、今後負担を軽減していく方策はいくらでもとっていけると思うので、そういった施策をとっていくこととあわせて、若い人たちを中心に少しでも参加していただきたいと思います。本当に大丈夫だよということを言ってあげたいと思います。

6 番

私も、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。もちろん知識もなかったですし、こういう経験をしたこともなかったのですが、少し不安もありましたが、裁判官が分かりやすい説明をしてくださったので、どうにかやることができました。ですので、出頭してくださいと言われた方には、とりあえず行ってみてくださいと伝えてみようと思います。

司会

最後に、この意見交換会に参加している裁判官、検察官、弁護士から今日の感想等をお話しいただきたいと思います。

沖判事

本日はいろいろと貴重な御意見をありがとうございました。分かりやすい審理だったのかということを中心に御意見をいただいたのですが、適切な判断をするために分かりやすさ、つまり必要な事柄に絞って主張したり証拠を出したりという工夫をしているわけで、分かりやすさを追求するあまり判断材料が少なかったのではないかという御意見は、非常にぐっとくるものがありました。今後も、分かりやすさと適切な判断をするというところのバランスをきちんととっていくように工夫して、事件に取り組んでいきたいと思っています。

村上検事

本日は本当にありがとうございました。貴重な御意見を今後の参考にさせていただきたいと思います。特に、尋問の突っ込みが足りないというところは、検察官としても誠に反省しなければならないし、今後の糧にしなければならないと考えるところです。この点については、判断材料が少ないという御指摘もいただきましたので、立証活動をするに当たって今後とも考えていきたいと思っています。

大野検事

本日は大変貴重な御意見をありがとうございました。検察官として裁判員裁判は多数経験しているのですが、常に分かりやすい審理、分かりやすい裁判員裁判というものを模索しながらいろいろな工夫をしてきました。その中で、どのように裁判員の方が思っているのかということについて、普段なかなかお聞きする経験がないので、今日この場にいられて本当によかったと思います。

竹下弁護士

経験者の皆様、本当にありがとうございました。弁護士も検察官も裁判官も役割は違うのですが、公平で迅速な裁判の実現という意味では、同じゴールに向かって協力しながらやっています。ところが、やはり弁護士だけ立場が違って、刑事裁判官は刑事裁判が中心で、検察官はもちろん刑事事件が中心で、我々は刑事事件だけで仕事をしている弁護士はあまり多くありませんので、やはりレベルという意味ではなかなか向上につながらないのです。裁判官、検察官のどちらも組織立って裁判員や事件に対するスキルアップに努めておられるのですが、弁護士会が組織立ってというのはなかなか難しいという現状があります。今日、皆さんからお話をいただいた中にも、弁護士としてこれからどんどんスキルアップしなければならないことがたくさんあったと思いますので、今後、私自身もですが、弁護士会としてもスキルアップに努めてまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

船越弁護士

事件を単純化し過ぎるのではないかと、あるいは社会福祉的な支援というものの説得力をどうするのかという点は、私の事件では非常に迷いながらやっていた部分です。その点については、今日は貴重で有益な意見を伺うことができました。本当に助かります。次の裁判員裁判、あるいは裁判員裁判ではない刑事裁判の中で、今日の御意見を生かせ

るように、今後とも勉強を続けていきたいと思えます。今日はありがとうございました。

司会

いろいろ御意見を承りましたので、今後、特に審理の在り方、あるいは参加することに対する精神的な負担についての配慮、あるいは裁判所からの説明の在り方等についてもまだまだ工夫をしなければならないと思うところがありました。

本日は長時間にわたり本当にありがとうございました。

総務課長（進行）

引き続き、報道記者の方から裁判員等経験者の皆様に質問していただく時間にしたと思います。それでは、代表質問からお願いいたします。

記者A

今日はありがとうございました。感情的になってしまったとか、国民の立場になって考えてみたら、というようなことをお聞きしたのですが、裁判員を経験される前と後で事件とか被告人に対する印象など、変わったことなどがありましたらお聞かせください。

総務課長（進行）

審理の前と後での印象というのは、事前に報道等がされて、こういった事件があるということを知っていて、実際にその事件に携わって、審理の前と後で印象が変わったのかということでしょうか。もともと最初から知っていらっしゃらなければそういったことはないのかもしれませんが、どなたかお答えいただけますでしょうか。

3番

私の場合は、全く何も知らない状態で、いきなり紙を読んだ判断だったので、その判決が下るまでには感情的になりながらも、裁判官から冷静になるような材料をいただいて、判決は終わりました。判決が終わって半年経った今になって、火を付けられた方の側の意見についても冷静にいろいろと考えさせられるところがありました。

総務課長（進行）

御自身が担当された事件について、あらかじめ新聞報道等でお聞きになっていて、自分である事件を担当するんだ、と思われた方はいらっしゃいますか。

皆さんが事前に御存じの事件ではなかったということでしょうか。では、他に御質問がございますでしょうか。

記者B

事件について事前に御存じない状態で裁判をされていたということですが、裁判員裁判対象の事件は社会的にも注目度が高いものが多く、事件の発生当初から報道されることがあると思いますが、裁判員裁判を経験された後でニュース報道を見られたときに、ここはこういうふうにした方がよいのではないとか、裁判の報道の在り方について違和感があるところとか、もっとこういうふうに報道してほしいと感ずることがあれば教えていただければと思います。

総務課長（進行）

裁判員を経験されてから、報道に関して何かお思いの方がいらっしゃれば、どなたか
お願いできますでしょうか。

5番

質問の意図が理解できていないのですが、報道ということで、裁判員裁判でない裁判
の報道と裁判員裁判の報道と、その違いを区別して御質問されているんですか。

記者B

全体的なことで御意見があればお伺いしたいのですが、裁判員裁判を経験されて、他
の裁判員裁判の事件の報道を見たときに何か思うところがあるのかと思ったのですが。

5番

特に私は、報道を見る限り、裁判員裁判であるということしか出ていなくて、詳しい
ことが出ているという印象はないので、裁判員裁判がどうだというのは、具体的には感
じません。やはり凶悪なものは裁判員裁判だったんだなというのは事件の内容によっ
ては感じることはありますけれど、そうでなかった事件との比較のようなことを感じ
ることはありません。

記者C

最近、裁判員裁判で死刑判決が出て、控訴審の高等裁判所で無期懲役になるというよ
うな事案が何件か出ているのですが、御自身で考えられた量刑が控訴審で減刑されたり、
少し厳しくされたりしたときに市民感覚で出した量刑が変わることについて納得
されるのか。職業裁判官が決めたのでそっちの方が納得できるなど、どういった感情を
持たれるかということをお聞かせください。

総務課長（進行）

裁判員として審理して判断した判決が、控訴審や上告審で変わってしまうことにつ
いてどう思うかという質問ですが、いかがでしょうか。

3番

先ほども少し言ったのですが、やはり素人意見で量刑を決めて言い渡されているも
のに対して、次の裁判員がいないところで専門の方ばかりで話し合われて変わって
くるのであれば、正直なところ、それなら最初から教えてほしいというのはあります。最
初の時点で一般的にはこのくらいなんだけどと教えてくださっていただければ、多少心の準
備もできると思いますが、がらっと変わってしまうと少し違和感を感じてしまうと思
います。

2番

判決の内容にもよると思います。裁判員裁判で判決された内容が適正でなかった場
合には、専門家の方たちで話し合っただけで決めた判決が認められるべきだと思います。でも、
適正であった場合で、専門家の方たちが話し合っただけで変わった場合については、庶民感覚
が反映されなかったということになると思うので、その場合は裁判員裁判をする意味

があるのかと思います。

5番

市民の感覚で量刑されたものが上級審で変わっていくことについて、私は抵抗はありません。私たちがやれる範囲のことでやったことなので、それが次で変わっていくことは構わないと思います。ただ、裁判員裁判の中で話が出てきた量刑の部分については、今後の量刑の改革等に何らかの形で資料として上がっていく材料になってほしいと思います。ただそこでもう終わりではなくて、こういう意見が出ているということは何らかの形で残って上に上がっていく、そういう場になっていけば、我々裁判員が審理をしていたことは非常に有意義なものであったのではないかと感じています。

総務課長（進行）

それでは、記者の方からの質問は以上ですので、以上を持ちまして、裁判員等経験者との意見交換会を終了させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでした。